【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月２日
【発行者の名称】	株式会社Ｇｉｎｚａ （Ginza Corporation）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　池田　馨
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目10番１号　GINZA SIX ８階
【電話番号】	03-5537-3077(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　栗田　俊一
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　白岩　直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目８番１号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com/
【電話番号】	03-6804-6805
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年12月７日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第３項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社Ｇｉｎｚａ https://r-ginza.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第33期	第34期	第35期
決算年月		2024年２月	2025年２月	2026年２月
売上高	（千円）	2,281,542	2,164,469	2,088,437
経常利益	（千円）	78,576	124,101	129,050
当期純利益	（千円）	37,328	71,264	39,353
純資産額	（千円）	2,884,760	2,951,044	2,982,928
総資産額	（千円）	3,180,828	3,254,537	3,322,470
１株当たり純資産額	（円）	3,475.61	3,555.48	3,593.89
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	6.00 （－）	9.00 （－）	5.00 （－）
１株当たり当期純利益	（円）	44.97	85.86	47.41
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	90.69	90.67	89.78
自己資本利益率	（％）	1.30	2.44	1.33
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（％）	13.34	10.48	10.55
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	102,964	119,277	141,577
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△109,754	△80,944	△228,969
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△9,960	△5,917	△8,273
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	772,835	805,249	709,584
従業員数 ［外、平均臨時雇用者数］	（人）	64 ［3］	55 ［2］	51 ［1］

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

５．株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

６．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー及び嘱託契約社員）は期中の平均人員を［ ］内に外数で記載しております。

７．第35期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、みおぎ監査法人の監査を受けておりますが、第33期及び第34期の財務諸表については、監査を受けておりません。

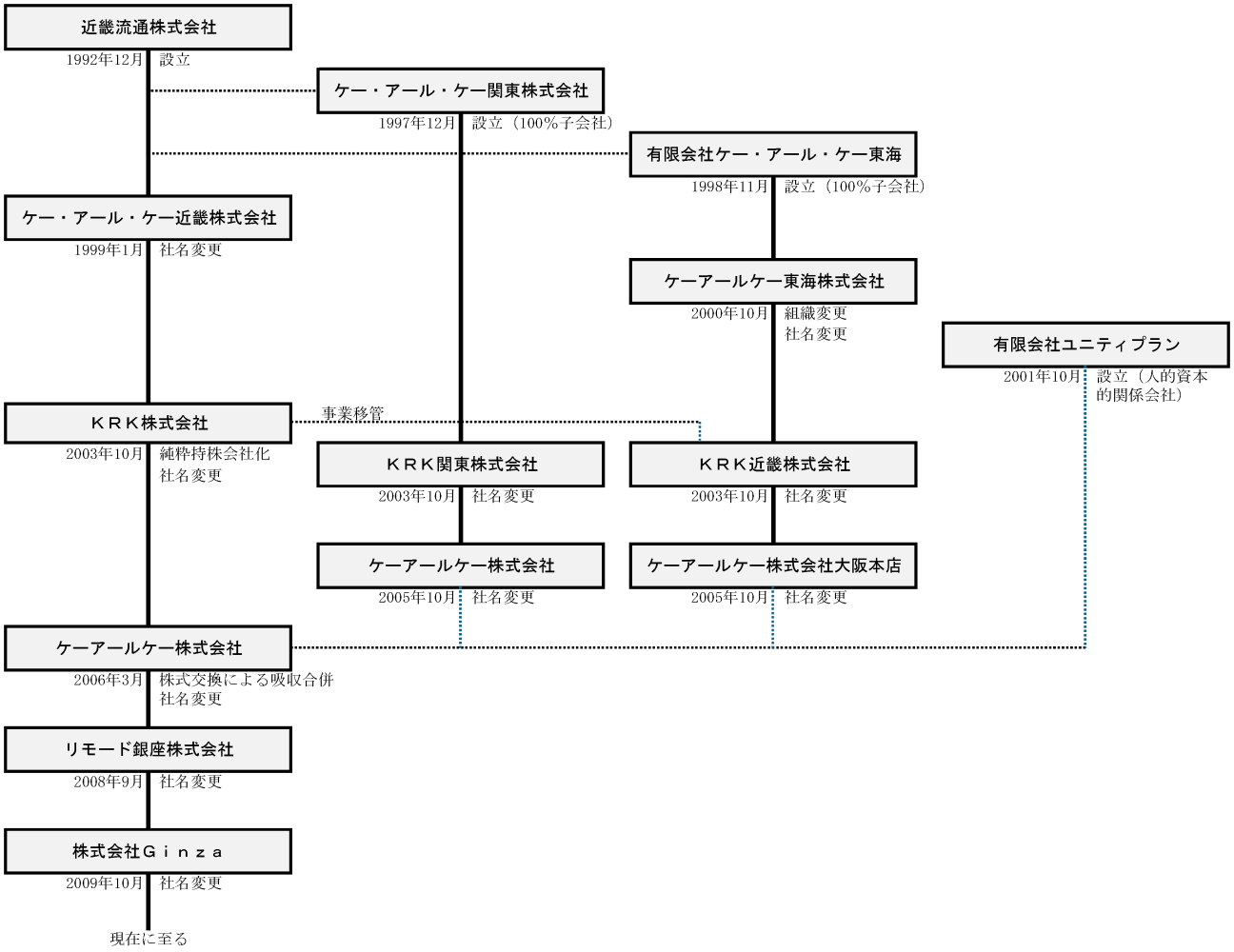
2【沿革】

当社は、現代表取締役社長である池田馨が、1989年１月に、大阪府吹田市において、住宅の水回り工事を事業目的として、当社の前身である「近畿流通」を創業いたしました。その後、事業拡大に伴い、1992年12月７日に法人改組しております。

以降の当社に係る沿革は、以下のとおりであります。現在においては、関東、関西及び中部地域にてショールームを構え、水回りを中心とした住宅リフォーム事業を展開しております。

年　　月	概　　要
1992年12月	大阪府吹田市に近畿流通株式会社（現当社）を設立
1994年２月	名古屋支店を愛知県名古屋市名東区に開設
1997年７月	東京支店を東京都三鷹市に開設
1997年12月	東京支店を分社化し、ケー・アール・ケー関東株式会社を設立（100％子会社）
1998年11月	名古屋支店を分社化し、有限会社ケー・アール・ケー東海を設立（100％子会社）
1999年１月	近畿流通株式会社をケー・アール・ケー近畿株式会社に商号変更
2000年10月	有限会社ケー・アール・ケー東海をケー・アール・ケー東海株式会社に組織変更
2001年１月	リフォーム設備機器を展示したショールームの第一号店舗を開設
2001年10月	東京都府中市に事務管理業務を目的として、人的資本的関係会社の有限会社ユニティプランを設立
2003年３月	東京都にて都道府県知事建設業許可を取得
2003年10月	ケー・アール・ケー近畿株式会社の関西地域での事業をケー・アール・ケー東海株式会社へ移管し、ケー・アール・ケー近畿株式会社を純粋持株会社化するとともに、東京都新宿区に本社を移転し、ＫＲＫ株式会社に商号変更、東京都二級建築士事務所登録 商圏地域を関東地域に拡大することを目的とし、ケー・アール・ケー関東株式会社をＫＲＫ関東株式会社に商号変更 商圏地域を関西及び中部地域に拡大することを目的とし、ケー・アール・ケー東海株式会社の本社を大阪府吹田市に移転し、ＫＲＫ近畿株式会社に商号変更
2004年12月	ＫＲＫ関東株式会社及びＫＲＫ株式会社にて国際規格IS014001(環境)を認証取得
2005年10月	ＫＲＫ関東株式会社をケーアールケー株式会社に商号変更 ＫＲＫ近畿株式会社をケーアールケー株式会社大阪本店に商号変更
2006年３月	ＫＲＫ株式会社を存続会社として、ケーアールケー株式会社、ケーアールケー株式会社大阪本店及び有限会社ユニティプランを吸収合併し、本社を東京都府中市に移転し、ケーアールケー株式会社に商号変更
2007年３月	ケーアールケー株式会社において、東京都一級建築士事務所登録
2007年12月	ケーアールケー株式会社において、国土交通大臣建設業許可を取得
2008年４月	ケーアールケー株式会社において、東京都中央区銀座に本社を移転し、銀座ショールームを出店
2008年９月	ケーアールケー株式会社をリモード銀座株式会社に商号変更
2009年10月	リモード銀座株式会社を株式会社Ｇｉｎｚａに商号変更
2009年11月	プライバシーマーク（JIS　Q15001：2006）を取得
2010年６月	本社を東京都中央区銀座内で移転
2018年３月	本社を東京都中央区銀座内で移転

当社の企業再編の変遷を図示すると、以下のとおりとなります。



３【事業の内容】

当社は創業以来、居住マンション等のキッチン、浴室、トイレ、洗面所等の水回り設備の入替え設置を中心とした住宅リフォーム事業に特化し、お客様の多様な住環境のニーズに応えてまいりました。現在では、『お客様に「安心」と「満足」を提供することを使命とし、地域社会に貢献できる夢のある企業であり続ける』ことを経営理念に掲げ、関東、関西及び中部地域において、地域密着型の住宅リフォーム事業を展開しております。

現在、わが国の共同住宅リフォーム業界の2025年度の受注高は２兆円強であり（出所：建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省））、住宅設備の老朽化サイクルに連動し、今後も堅調な需要が見込まれております。このような背景から、大手のハウスメーカー、マンションデベロッパー、家電量販店、地域密着型のビルダー及び工務店も住宅リフォーム事業を積極化する動きがあり、競合環境は一層激化する可能性があります。

当社の事業の概要及び特徴は、以下のとおりであります。

（１）事業の概要

住宅設備の中でも使用頻度の高い、キッチン、浴室、トイレ、洗面所等、いわゆる「水回り」は、一般的に10～20年経過すると老朽化に伴い不具合が生じると言われております。当社は、「水のプロ」として、ご家庭の事情に合わせ、快適な水回り空間のリフォームの提案及び施工を行っております。

なお、当社の報告セグメントは、「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであります。

（２）事業の特徴

当社の住宅リフォーム事業の特徴は、以下のとおりであります。

① 水回り設備のリフォームに特化

一般的なリフォーム事業者は、水回り設備（ユニットバス、システムキッチン等）以外にも、屋根・外壁、内装模様替え、間取り変更等、幅広いリフォームに対応しております。

一方、当社は、水回り設備のリフォームに注力し、人的資源やノウハウを集中させることで、お客様へ安心を提供しております。

② 共通仕様の中低層マンションが中心

一般的なリフォーム事業者は、戸建住宅をはじめ、低層から高層までの多層な居住マンション、商業施設、公共施設、宿泊施設等、幅広い物件を対象としております。

一方、当社は、中低層の居住マンションを中心としていることから、共通仕様の水回り設備を扱うケースが多く、施工技術やノウハウの集約が容易となり、また、仕入のボリュームディスカウントによるリーズナブルな価格設定も可能としております。

③ 同一施工者による短工期を実現

水回り設備のリフォーム工事は、設備工事、配管工事、電気工事等の工程で構成されますが、一般的なリフォーム事業者は、これらの各工程で施工業者が異なるため、アイドリングタイムが生じやすく、施工から仕上がりまで３～４日程度となっているのが通例であります。

一方、当社は、これら複数工程を同一の施工業者が手掛けるため、施工から仕上がりまで１日程度と短工期も実現しております。したがって、施工に要する人件費コストや業務負担の軽減により、顧客に対するリーズナブルな価格設定を実現できます。

また、施工員１人当たりの工事件数が増加するため、当社収益の増加とともに、施工業者への委託費の増加も見込まれるため、顧客、当社、施工業者の三者間で、互いにWin-Winの関係性を深めることで満足度を高めております。

④ 工事後のアフターフォローが充実

工事完了後も、１年間無料点検サービス、365日24時間サポート、３年・10年・15年保証サービス等を提供しており、水回り以外の補修相談にも対応可能としております。

（３）業務プロセスの概要と特徴

業務プロセスごとの概要と特徴は、以下のとおりであります。

① 営業～受注

当社の顧客獲得を目的とした営業手法としては、チラシ配布や広告掲載を行う「反響営業」を中心とし、自社フェア開催による「イベント営業」、当社ホームページから資料・見積もり請求や訪問予約を行う「Web

営業」、また、当社においてリフォーム実績のある顧客（以下、「ＯＢ顧客」という。）からの知人、隣人等を紹介頂く「紹介営業」も行っております。

反響営業	チラシの配布、広告掲載等により、それらを見た顧客からの電話での問い合わせ、当社ショールームへの来店を契機に、施工及び交換設備のご提案を行う営業手法であります。 特にチラシについては、地域特性やターゲット顧客層に合わせた効果的な内容とすることで、反響率を高めるノウハウを有しております。また、チラシの配布方法については、営業対象となるマンションへのポスティング、新聞折り込み、ＯＢ顧客宅近隣での手配り等により、受注効率を高めております。
イベント営業	以下のようなイベントを企画及び開催し、来場者に施工及び交換設備のご提案を行う営業手法であります。実際の設備を実見及び体感頂くことにより、快適な使用イメージが鮮明化され、顧客の購買意欲を高めることができます。 ・複合型商業施設、住宅設備・機器メーカーのショールームで開催するリフォームフェア ・当社のショールームで開催するリフォームフェア ・当社ＯＢ顧客宅等で開催するモデルルーム内覧会 なお、これらのイベントは、チラシ、案内はがき、店頭貼り紙等で告知します。
Web営業	当社ホームページでは、当社の施工の特徴、各ショールームやイベントの案内、リフォーム事例、コラム等、様々な情報を掲載しております。また、問い合わせ及び見積依頼フォームやショールーム来店予約フォームを掲載しており、顧客がアクセスしやすい仕組みを作っております。 最近では、公式LINEを開設し、各種イベント告知やチラシも配信しております。
紹介営業	ＯＢ顧客からの紹介による顧客開拓も重要な手法として注力しております。ＯＢ顧客は、当社の顧客満足度の高さを実感して頂いているため、口コミによる受注確度を高めることができます。 なお、ＯＢ顧客には、リピート補修のご案内、特典付きの新規顧客紹介キャンペーンに関するダイレクトメールを定期的に郵送しております。

＜ギャラリー＞



チラシ掲載例


イベントの様子


本社（本店ショールーム）外観
（東京都中央区GINZA SIX）



ショールーム外観



ショールーム内観



当社イメージキャラクター
（パナロー、パナ子）

② 仕入

当社は、顧客からリフォームの発注をいただいた後、通常、ユニットバスやシステムキッチン等の水回り設備や部材をメーカーの販売代理店等を通じて発注し、これらは、施工当日にメーカーから顧客宅へ直送されます。

当社が取り扱う水回り設備については、過去の仕入及び販売実績に基づき、販売代理店との間で価格交渉を行っております。

＜ギャラリー＞



ユニットバス



システムキッチン



トイレ



洗面台

③ 施工

施工については、全て委託先の施工業者に委託しており、これによって、施工原価を精緻に見積もることができ、また、施工コストの固定費化も回避できます。委託先の施工業者については、施工実績、施工品質、技術力、工期遵守力、接客力、コスト等の観点から厳選しており、定期的な研修会も実施することにより、品質、スキル及び対応力の維持及び向上に努めております。

当社は、顧客からリフォームの発注をいただいた後、委託先の施工業者の手配を行います。

施工当日は、施工業者が、解体～水回り設備機器の設置（配管・配電工事含む。）といった一連のリフォーム工事をほぼ１名でこなしております。したがって、１日程度の短期間での施工が可能となり、施工コストも抑えることができます。また、施工当日は、当社の営業担当者が顧客宅での施工に立会い、施工業者の施工監督・品質管理を行っております。

施工後は、当社の営業担当者が顧客と一緒に施工箇所の仕上がり状況等を確認し、不具合等がある場合には施工業者が迅速に手直し及び対応を行うことで、顧客満足度を高めております。

＜ギャラリー＞



施工風景１



施工風景２



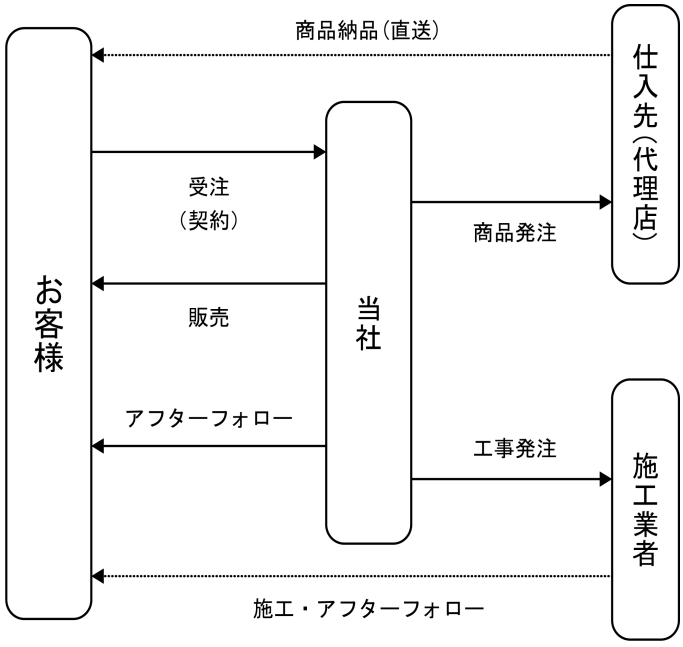
施工風景３

④ アフターフォロー

施工完了後も、アフターフォローとして、一定の保証期間において、不具合箇所の修理やメンテナンスを無料で行っており、既存顧客とのコミュニケーションの維持に努めております。

（４）事業の系統図

当社の事業の系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50［1］	44歳２ヵ月	９年１ヵ月	5,231

(注) １．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー及び嘱託契約社員）は最近１年間の平均人員を［ ］内に外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」単一セグメントであり、セグメント別での従業員数の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費において持ち直しの動きがみられ景気は緩やかに回復傾向にありますが、不安定な国際情勢、エネルギー価格や原材料の高騰、為替相場における円安の長期化等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する住宅リフォーム業界におきましては、マンションの経年劣化を背景として、既存住宅に対する省エネ・断熱回収等の性能向上リフォームを支援する各種補助制度等、政府による後押しがあるものの、資材や住宅設備機器の価格高騰に伴う工事費の上昇、施工人材や施工管理人材の不足といった構造的な課題も顕在化しております。

このような経営環境の下、当社は、手配達（社員による直接投函）によるチラシの配布を継続的に行うとともに、リフォーム紹介サイトからの受注獲得に積極的に取り組みました。また、イベント会場を積極的に利用し地域に合ったリフォームフェア開催、ＤＭによるお得意先様感謝祭の開催等、費用効果の高い営業活動、販売費及び一般管理費の節減等にも取り組みました。しかしながら、物価高騰や消費の先送りの影響等により、厳しい状況での営業活動を余儀なくされました。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,088,437千円(前年度比3.5%減)、営業利益122,734千円(同4.9%増)、経常利益129,050千円(同4.0%増)、当期純利益39,353千円(同44.8%減)となりました。

なお、当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて95,665千円減少し、709,584千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は141,577千円（前事業年度は得られた資金は119,277千円）となりました。これは主に、税引前当期純利益82,462千円、減損損失44,663千円、仕入債務の増加額34,142千円の計上があった一方で、法人税等の支払額62,775千円の計上があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は228,969千円（前事業年度は使用した資金は80,944千円）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出50,512千円、定期預金の預入による支出300,000千円の計上があった一方で、定期預金の払戻による収入117,142千円の計上があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は8,273千円（前事業年度は使用した資金は5,917千円）となりました。これは主に、配当金の支払額7,470千円の計上があったことによるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社の住宅リフォーム事業においては、受託生産を行っていないため、記載を省略しております。

（２）受注状況

当社の住宅リフォーム事業においては、受注から施工完了までが概ね短期間であるため、記載を省略しております。

（３）販売実績

当事業年度における販売実績は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	第35期事業年度 （自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）	
	販売高(千円)	前年比(%)
住宅リフォーム事業	2,088,437	96.49
合計	2,088,437	96.49

（注）１．販売高は、売上高によっております。

２．主な相手別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分10以上に該当する相手先がいないため、記載を省略しております。

３【対処すべき課題】

本書提出日現在における対処すべき課題は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

当社が属する住宅リフォーム業界におきましては、住宅設備の経年劣化等に伴う安定的な交換需要に支えられ、安定的な市場が形成されております。しかしながら、参入障壁が低いため、メーカー系及び独立系のリフォーム業者以外にも、最近では、大手家電量販店やホームセンター等も新規参入しており、競合環境は厳しい状況が継続しております。また、近年の物価高騰や為替変動の影響で、原材料価格、物流費、労務費等の上昇傾向が顕著化しており、また、高齢化を背景とした施工者不足、全般的な採用難を背景とした営業人員不足といった課題も浮き彫りになっております。

当社は、このような事業環境において、創業以来住宅の水回りを中心とした住宅リフォーム事業を専業とし、数多くのお客様のニーズに応えてまいりました。今後においても、様々な環境の変化・多様な消費者のニーズに積極的に対応し、顧客の信頼を得ることこそが当社に与えられた社会的責任と考え、当社の成長が社会に貢献できるものと確信し、「お客様満足度の充実」及び「社会的責任」を経営上の優先課題として位置づけております。

当社が継続的な成長を実現し、「水のプロ」としての企業価値及びブランドを高めるためには、以下のような課題認識とその解決策の敢行が必須であると考えております。

（１）人材の採用、確保及び育成

当社では、人材が事業拡大のための重要な経営資源と考えており、当社の未来を担う次世代の人材の確保、育成が重要な課題であると認識しております。

当社は、この課題の解決に向け、優秀な人材の採用を実現するために、ＳＮＳの有効活用、処遇制度や働き方制度の見直し、職種別に絞り込んだ募集媒体の選択等により、採用枠の拡大に取り組んでまいります。

さらに、社員が働きやすい職場環境を整備し、職場内のコミュニケーションを活性化させることにより、離職率を改善してまいります。

（２）新規顧客開拓のための営業戦略の実行

当業界においては、同業他社との一定の競合環境が継続しており、当社がシェア拡大を実現するためには、新規顧客開拓が重要な課題と認識しております。

当社は、この課題を解決するために、地域特性に応じたチラシの配布、反響率の向上に向けた結果検証、また、その結果に基づいた戦略的なチラシ配布を行ってまいります。また、顧客のリフォームに対する情報取得手段の多様化もみられることから、様々な販売活動にも取り組んでまいります。さらに、地域による営業成績の格差を是正すべく、当社のビジョンの全社浸透、地域特性に応じた個別の戦略営業に重きを置いて取り組んでまいります。

（3）顧客満足度（ＣＳ）の向上とリピートビジネスの体制強化

当社の事業特性としては、リピート受注獲得の観点からも、顧客満足度（ＣＳ）の向上が重要な課題であると認識しております。

当社は、この課題を解決するために、平素のきめ細かいお客様対応の励行に加え、当社の重要資産である施工済みのお客様（いわゆるＯＢ顧客）に対するアフターフォローの実施を重要視して取り組んでまいります。

（4）施工管理等の強化、施工品質の向上

当社は、クレーム軽減やリピート受注増加の観点から、施工の品質や生産性の維持・向上が重要な課題であると認識しております。また、施工業者の人手不足の傾向も進行しており、これらの確保も重要な課題であると認識しております。

当社は、この課題を解決するために、施工品質の向上を図るべく、当社理念の共有及び安全・品質管理の徹底、お客様アンケートの協力工事店へのフィードバックを強化するとともに、施工業者とのコミュニケーションの緊密化、新たな施工業者の開拓にも努めてまいります。

（5）内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営上の深刻なトラブルや問題により取引先や株主及び投資家の信頼及び信用を失わないよう、コンプライアンスを含めた経営上の様々なリスクを想定し、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に努めることが重要な課題であると認識しております。

当社は、この課題を解決するために、業務の効率化及び有効化、不正及び誤謬の防止を図るべく、組織・人員体制の強化、内部統制の充実、社内ルールの厳格化、コンプライアンスの徹底等に取り組んでまいります。また、コーポレート・ガバナンスに関しては、社外取締役を含めた意思決定の充実、牽制機能としての監査役監査及び内部監査の強化に努めてまいります。

４【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（事業に関するリスク）

（１）競合リスクについて

（発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が属する住宅リフォーム業界においては、参入障壁が低く、競合他社が連立している状況にあります。最近では、家電量販店等が事業拡張として住宅リフォーム事業を取り込むケース、また、複数業者の見積もり比較サイトにより低単価・低品質の業者が優位となるケースも見受けられ、競合環境は一層激化することが予想されます。

当社におきましては、短工期やアフターサポート等の優位性を有しており、今後もこれらの優位性を効果的にアピールすることで、競合他社との差別化を図っていく方針であります。

しかしながら、競合関係が激化し、当社の受注が大幅に減少した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）施工品質について

（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が属する住宅リフォーム業界においては、設置及び施工後に施工不良や水漏れ等が発生し、顧客から瑕疵対応を求められるケースがあります。

当社は、外部の施工業者に対し、施工能力の事前確認や定期的な技術教育を実施しております。また、施工時は、当社施工管理者による品質確認を行うほか、顧客による仕上がり確認も行っております。さらに、アフターサポートとして、一定期間の保証サービスを提供しており、万が一、後日不具合等があった場合は、無償にて改修等の対応を行っております。

しかしながら、施工業者の能力低下、当社施工管理者による確認漏れ等により、部材価格の高騰を含め、改修コストが想定以上に膨大化した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）施工業者について

（発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、受注したリフォーム工事はすべて外部の施工業者に委託しておりますが、当該施工業者においては、慢性的な人手不足と高齢化が進行しております。また、全般的な物価上昇に伴う賃金相場の上昇の影響により、当該外注委託費が上昇する可能性があります。

当社は、各営業地域における施工業者に関する情報収集の積極化等による施工業者の確保、また、施工の効率化による外注費の抑制に努めております。

しかしながら、施工業者を十分に確保できず機会損失が発生した場合、また、急激な物価上昇による外注委託費の高騰が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）仕入先について

（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の住宅リフォーム事業における仕入の中心は、ユニットバス等の水回りの住宅設備であり、これらについては、顧客の多様な嗜好に幅広く対応できるよう、複数のメーカーの設備商材を取り扱っております。当社の仕入ルートについては、卸販売代理店を経由して仕入れており、総仕入額に対する当該代理店の上位２社の占有率は81.4％（2026年２月期）となっております。

当社は、仕入先の選定においては、財務体質の良好性、供給力の安定性、対応力の柔軟性等について慎重に検討しており、今後については、現在の仕入先との良好な関係を継続しつつ、中長期的な依存リスクを回避するため、代替的な仕入ルートについても検討したいと考えております。

しかしながら、現在の仕入先において、経営上の問題等により、供給が一時的に滞った場合、または、新たな仕入先との間で仕入価格等の設定が変更された場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）仕入商材について

（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の住宅リフォーム事業における仕入の中心は、ユニットバス等の水回りの住宅設備であり、これらの原材料については、特に中東国で原産されるナフサを基礎原料とするポリエステルやポリウレタン等の石油由来樹脂が多く使用されているため、地政学リスク等が顕在化しております。したがって、国際情勢の悪化や経済政策に伴う流通規制により、仕入商材をタイムリーに確保できない可能性、また、為替レートやコモディティ価格の変動に伴う仕入商材の価格の高騰により、当該高騰分をタイムリーに販売価格に転嫁できない可能性があります。

当社では、当該地政学リスクを回避すべく、新たな商材やサービスの検討も進めてまいります。

しかしながら、国際情勢の更なる悪化や長期化、諸外国の経済政策や相場変動により、仕入商材がタイムリーに確保できなかった場合、または、仕入価格の上昇分がタイムリーに販売価格に転嫁できなかった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（6）レピュテーションリスクについて

（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が属する住宅リフォーム業界は、一部の悪質業者による不明瞭な料金設定、高額請求、手抜き工事、設備不良等により、業界全体に関する不信感から、悪評が広まりやすく、また、競合他社による一方的な他社批判や誹謗中傷も蔓延しやすい状況にあります。特に最近では、ＳＮＳやインターネット上の匿名投稿により、これらの悪評が拡散しやすい環境にあります。

当社は、顧客との良好なコミュニケーション、見積の明瞭化、施工仕上がりの顧客確認の実施、顧客アンケートの実施及び分析、365日24時間対応のお客様相談室の設置、各種教育の実施、顧客対応に関するマニュアルの整備等により顧客満足度の向上に努めております。また、トラブルやクレーム発生時は、迅速かつ真摯な対応に努めるとともに、社内報告書やコンプライアンス・リスク管理委員会等の会議体を通じて、トラブル及びクレーム事象に関する全社的な情報共有と注意喚起による再発防止も徹底しております。さらに、ＳＮＳやインターネットでの当社に対する悪評をモニタリングし、早期の拡散防止にも努めております。

しかしながら、当業界及び当社に対する悪評により被害を回避できなかった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（7）訴訟リスクについて

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が属する住宅リフォーム業界においては、一部の顧客との間で、契約や取り決めに関する解釈の相違や瑕疵に関して、訴訟や係争に発展する可能性があります。

当社は、行動規範を定め、誠実かつフェアな事業活動に努めており、過去の顧客とのトラブル事例については、社内報告書やコンプライアンス・リスク管理委員会等の会議体を通じて、全社共有することで再発防止に努めております。また、明らかに当社に非がない事象については、コンプライアンスや健全な取引の推進の観点から、当社の主張を貫き、応訴及び提訴を検討する方針であります。

しかしながら、裁判において、当社の主張が認められず敗訴し、損害賠償金や諸費用の負担を余儀なくされた場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）固定資産の減損について

（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：決算期末、影響度：小）

当社の事業拠点の多くは、地域での信用度の向上、当社所有資産の価値向上を目的として、自社保有物件としており、これらについては、減損会計を適用し、当該資産の帳簿価格に対する将来キャッシュ・フローによる回収可能性を分析し、当該見込額による減損損失の計上を検討することとしております。なお、2026年２月期における減損会計の適用による減損損失の総額は44,663千円であります。

当社は、各事業拠点において、当社所有資産の価値を含めたキャッシュ・フローの向上に努めております。

しかしながら、自社保有物件の事業拠点における将来キャッシュ・フローの見込み額が当該資産価値を大幅に下回り、減損損失を計上した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（コンプライアンスに関するリスク）

（9）法的規制について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の住宅リフォーム事業においては、営業面では、消費者契約法、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法等、また、施工面では、建設業法、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、産業廃棄物処理法、道路交通法等の法令や行政規則により、規制を受けております。

また、住宅リフォーム事業における施工業務の一部に関して、法的な許認可を受けており、本書公表日現在における当社の許認可の状況は、以下のとおりであります。なお、本書公表日現在において、これらの許認可取消事由に抵触する事象は生じておりません。

許認可等の名称	一般建設業許可 内装仕上工事業	一般建設業許可 建築工事業	一級建築士事務所登録
所管官庁等	国土交通省	国土交通省	東京都
登録番号等	国土交通大臣 （般－１）第22481号	国土交通大臣 （般－１）第22481号	東京都知事登録 第61470号
取得日	令和元年９月14日	令和元年９月14日	平成29年３月20日
有効期限	令和11年９月13日	令和11年９月13日	令和９年３月19日
主な許認可取消事由	・欠格事由等に該当する場合 ・不正の手段により許可をうけた場合 ・建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合又は法令違反等があった場合等において情状が特に重い場合 ・営業停止処分に違反した場合等	・欠格事由等に該当する場合 ・不正の手段により許可をうけた場合 ・建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合又は法令違反等があった場合等において、情状が特に重い場合 ・営業停止処分に違反した場合等	・免許取消の申請した場合 ・死亡等の届出を行った場合 ・虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明した場合 ・建築士法若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合 ・業務に関して不誠実な行為をした場合等

当社は、これらの法令遵守を徹底するため、管理体制や教育の充実、法令遵守を含めたリスク管理活動の推進に努めており、その遵守状況については、監査役監査や内部監査により、客観的な視点から、定期的に確認しております。また、許認可の有効期間についても、法務担当者が継続的に更新できるよう、配慮しております。

しかしながら、新たな法的規制の制定、既存法令等の改正による規制強化や解釈変更等がなされた場合、または、当社の過失等により法令違反が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報の流出について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社においては、潜在顧客を含む一般顧客の個人情報、求職者や雇用者の個人情報等を保有しております。

当社は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守すべく、個人情報管理規程を制定し、個人情報の取扱いに関する全社教育、個人情報管理の適合性及び有効性に関する社内監査を定期的に実施しております。また、当社は、プライバシーマークを取得しており、認証機関による定例監査を受けております。

個人情報が記載された書面については、施錠管理を徹底するほか、電磁的な方法で保存された個人情報データについては、アクセス制限を施すことで、社外流出の未然防止を図っております。

しかしながら、人為的なミスや何らかの不正な方法等により当社が保有する個人情報が漏洩し、損害補填コストや信用力の低下を招いた場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(社内体制に関するリスク)

(11) システム障害について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、受注に関する情報登録及び事務処理は、社内基幹システムを使用して管理しております。

当該システムの安定稼働については、情報システム担当者が常時モニタリングを実施しているほか、定期的なデータのバックアップ、ウイルス対策ソフトの導入等により、データ保全に努めております。

しかしながら、予期せぬシステム障害、大規模災害、コンピューターウイルス等により、当該システムが使用不能になった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の代表取締役社長であり創業者である池田馨は、当社設立以来、当社の事業に深く関与し、経営戦略の意思決定やその実行に際して、中心的な役割を担っております。

当社は、同人に対する依存リスクを低減するため、経営幹部の育成、組織的経営体制の整備、権限委譲や責任分散の推進等に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの理由により同人が当社の経営に携わることが困難となり、事業運営の停滞等が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の取締役副社長は、同人の配偶者でありますが、取締役会の構成は、親族取締役を過半数としない方針であり、また、決裁権限基準においても、両名のみで意思決定が完結しないよう、牽制的な経営体制を構築しております。

(13) 人材の確保及び育成について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の住宅リフォーム事業の業務の中心は営業業務であり、営業員の員数と個々人の営業能力が業績に直結いたします。しかしながら、昨今の採用環境においては、全般的に人材の流動化傾向はみられるものの、異業種を含めた採用激化の様相を呈しており、優秀な人材は、大手企業や先端技術を扱う企業に流れる傾向があるものと予測されます。当社の近年の状況としては、従業員の減員による減収基調が継続しており、人員育成や業務効率化によって事業運営上の支障は限定的であるものの、市場のニーズ拡大に対応した事業成長を図るうえでは、牽引する人員の拡大が必要であると認識しております。

当社におきましては、求人サイトやＳＮＳ等の効果的なメディアの活用、当社入社メリットのアピールにより、採用の強化を図るとともに、採用後の人材育成についても、代表取締役社長等による営業教育の積極化に取り組んでおります。

しかしながら、人材の確保や育成が計画通りに進捗しなかった場合、または、退職者が増加した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自然災害等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：決算期末、影響度：中)

当社は、関東、関西及び中部地域に事業所を設置し、営業活動を行っております。特に関東地域については、全体の売上高に対する占有率が81.4%（2026年２月期実績）となっております。

当社は、営業地域における大地震等の自然災害、感染症等のパンデミック、テロ行為等が発生する場合に備え、リスク管理規程において、有事の対応方法について定めております。

しかしながら、これら自然災害等の被害が想定以上に甚大となった場合、または、復旧に時間やコストを費やした場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他に関するリスク)

(15) 配当政策について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化も考慮し、収益基盤としての事業所の運営費や人件費等の各種必要資金に有効投資し、年間配当については、当面、10%程度を目安とした安定配当を目標としております。

しかしながら、経営環境の変化等により業績が計画どおりに進展しなかった場合は、配当目安の変更により減配又は無配となる可能性があります。

(16) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、当社の取締役及び従業員を対象として、業績の向上や社業への貢献に対する士気向上を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。本書公表日現在における新株予約権による潜在株式数は28,300株（発行済株式数と当該潜在株式数の合計に対する潜在株式比率3.30%）に相当しております。

当該新株予約権が行使された場合は、１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社株式上場後の株価次第では、短期的な需要バランスの変動が発生し、株式形成に影響を及ぼす可能性があります。

(17) J－Adviserとの契約について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」いう。）を締結する義務があります。

本特定証券情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下、「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨、定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本特定証券情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する

当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行うものとする。

ａ　次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面
(a)　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
(b)　産競法第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
(c)　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
ｂ　本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止
甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続
甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
(a)　甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
(b)　甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
ｂ　当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
(a)　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
(b)　前ａの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日。

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ 甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ 他の者への事業の譲渡、ⅵ 非上場会社との業務上の提携、ⅶ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

ｄ TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

ｅ TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

ｆ 議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定

ｇ 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第６　経理の状況　財務諸表等　【注記事項】　（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた 仮定のうち、重要なものについては、「第６【経理の状況】【財務諸表等】（１）【財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

（２）財政状態の分析

当事業年度末における資産・負債及び純資産の状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末より1,755千円減の988,485千円となりました。これは主に、現金預金が12,807千円減少したことによるものであります。

また、固定資産は、前事業年度末より69,688千円増の2,333,985千円となりました。これは主に、長期預金が100,000千円増加したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度末における資産合計は、前事業年度より67,933千円増の3,322,470千円となりました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末より36,913千円増の303,250千円となりました。これは主に、工事未払金が37,142千円増加したことによるものであります。

また、固定負債は、前事業年度末より863千円減の36,292千円となりました。これは主に、リース債務が803千円、長期未払費用が1,543千円減少したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度末における負債合計は、前事業年度末より36,049千円増の339,542千円となりました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末より31,883千円増の2,982,928千円となりました。これは主に、当期純利益39,353千円の計上及び剰余金の配当の計上7,470千円の計上によるものであります。

これにより、当事業年度末における自己資本比率は89.8％（前事業年度末は90.7％）となりました。

（３）経営成績の分析

当事業年度の経営成績の分析につきましては、「１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（５）経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「３【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

（６）経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（7）運転資本

上場予定日（2026年12月７日）から12ヵ月間の当社の運転資本については、現状の自己資金の規模から、十分であると認識しております。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、56,782千円であります。その主な内訳は、関東地域への出店費用50,341千円によるものであります。

当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであり、セグメント別での記載を省略しております。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

2026年２月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
銀座本社 (東京都中央区)	事務所設備	3,616	― (―)	5,524	9,141	16
銀座ショールーム (東京都中央区)	事務所設備	912	― (―)	0	912	7
府中ショールーム (東京都府中市)	事務所設備	73,747	187,671 (99.67)	0	261,419	2
横浜菊名ショールーム (神奈川県横浜市)	事務所設備	83,929	151,099 (200.05)	488	235,518	6
名古屋ショールーム (愛知県名古屋市)	事務所設備	272,578	318,000 (227.30)	0	590,578	2
プロフェッショナル リフォーム自由が丘 (東京都目黒区)	事務所設備	74,751	307,010 (127.14)	47	381,810	4
成城ショールーム (東京都世田谷区)	事務所設備	130,699	100,000 (181.34)	505	231,205	1
埼玉浦和ショールーム (埼玉県浦和区)	事務所設備	117,711	117,243 (99.18)	2,658	237,613	6
宝塚ショールーム (兵庫県宝塚市)	事務所設備	1,764	41,255 (338.00)	0	43,019	5
神戸ショールーム (兵庫県神戸市)	事務所設備	12,633	25,591 (240.15)	36	38,261	2

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

３．帳簿価額のうち「その他」は、工具器具・備品、車両運搬具及び無形固定資産の合計額であり、建設仮勘定は含まれておりません。

４．銀座本社及び銀座ショールームは、建物の一部を賃借しており、いずれも年間賃借料は26,021千円であります。

５．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び嘱託契約社員）は含まれておりません。

３【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数(株)（2026年２月28日）	公表日現在発行数(株)（2026年11月２日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	2,370,000	830,000	830,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,200,000	2,370,000	830,000	830,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

第10回新株予約権（2025年２月25日臨時株主総会決議及び2025年２月25日臨時取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2026年２月28日）	公表日の前月末現在 （2026年10月31日）
新株予約権の数（個）	290	283
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	29,000　（注）１	28,300　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,800　（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2027年２月26日 至　2035年２月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　3,800 資本組入額　1,900 （注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権１個当たり100株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝ 調整前株式数　× 分割・併合の比率

また、上記のほか、下記(注)２．に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使k額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。
さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で継続的な取引関係を有していることを要する。

③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式が国内又は国外の金融商品取引所に上場することを条件とする。

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑤ その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権総数引受契約書で定めるところによる。

4．新株予約権の取得条項

① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が（7）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5．資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6．組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)１．に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦　再編対象会社による新株予約権の取得
（注）４．に準じて決定する。
⑧　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）５．に準じて決定する。

７．新株予約権の行使により発生する端数の処理
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2018年11月13日（注）	788,500	830,000	―	50,000	―	178,503

（注）　株式分割（１：20）によるものであります。

（６）【所有者別状況】

2026年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	―	―	―	3	3	―
所有株式数（単元）	―	―	―	―	―	―	8,300	8,300	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	―	―	―	100	100	―

（７）【大株主の状況】
「第四部　株主公開情報　第３　株主の状況」に記載のとおりであります。

（８）【議決権の状況】
①【発行済株式】

2026年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―

完全議決権株式(その他)	普通株式　830,000	8,300	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	830,000	―	―
総株主の議決権	―	8,300	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（9）【ストックオプション制度の内容】

第10回新株予約権

決議年月日	2025年２月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　2 当社従業員　26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10)【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員等が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な財産形成の一助となるよう福利厚生を目的として、従業員持株会制度を導入しております。

② 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の従業員、または、子会社がある場合は当該子会社の従業員に限定しております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　普通株式

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化も考慮し、収益基盤としての事業所の運営費や人件費等の各種必要資金に有効投資し、配当については、当面、10％程度を目安とした安定配当を目標としております。

なお、当社は、会社法第454条第５項の規定に基づき中間配当をすることができる旨を定款に定めております。当社における剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度（2026年２月期）の配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおり１株当たり５円の配当を実施いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は10.5％となりました。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
2026年５月29日 定時株主総会決議	4,150	5.00

４【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性６名　女性１名　（役員のうち女性の比率14%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役社長	―	池田　馨	1963年10月21日	1986年４月　東海工事センター㈱入社 1989年１月　個人創業 1992年12月　当社設立　代表取締役社長就任(現任)	(注)３	(注)５	797,000
取締役副社長	ＣＳ推進本部長	池田　香	1960年12月14日	1979年３月　株式会社下河邉商店（現株式会社シーモア）入社 1981年８月　株式会社内外電機製作所入社 1984年８月　日新防水布株式会社入社 1986年４月　和光商事株式会社入社 1987年７月　株式会社東都入社 1989年３月　当社入社 1992年12月　当社専務取締役就任 2007年３月　当社取締役相談役就任 2010年３月　当社入社ＣＳ部長就任 2011年３月　当社ＣＳ推進室長就任 2018年５月　当社取締役ＣＳ推進室長就任 2021年６月　当社取締役ＣＳ推進部長就任 2022年３月　当社取締役ＣＳ推進本部長就任 2024年９月　当社取締役副社長ＣＳ推進本部長就任(現任)	(注)３	(注)５	30,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
取締役	営業本部長	田村　康博	1968年4月15日	1989年11月　株式会社宮城工業入社 1990年11月　シンヨー運輸株式会社入社 1991年４月　豊幸運輸株式会社入社 1995年10月　株式会社インテリアカワツジ入社 1999年７月　当社入社 2003年10月　当社取締役就任 2010年５月　当社常務取締役建築部長就任 2014年３月　当社常務取締役関東支社長兼関東建築部長就任 2015年３月　当社常務取締役関東支社長就任 2017年３月　当社常務取締役関東営業本部長就任 2018年３月　当社取締役関東営業本部長就任 2018年９月　当社常務取締役関東営業本部長就任 2019年４月　当社常務取締役営業本部長就任 2021年３月　当社取締役関東営業本部長就任 2024年３月　当社取締役営業本部長就任（現任）	（注）3	（注）5	－
取締役	管理本部長	栗田　俊一	1970年4月13日	1992年３月　株式会社富士薬品入社 1994年９月　株式会社イデアマネジメントオフィス入社 2004年７月　株式会社ペッパーフードサービス入社 2007年10月　有限会社トライアングル入社 2008年４月　株式会社ペッパーフードサービス入社 2009年６月　株式会社エムエスジャパンサービス入社 2009年10月　当社入社 2011年３月　当社管理部長就任 2013年５月　当社取締役管理部長就任 2016年３月　当社取締役経営企画室長就任 2018年３月　当社取締役管理部長就任 2023年９月　当社取締役管理本部長就任（現任）	（注）3	（注）5	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
取締役	－	塙　健一郎	1973年 5月22日	1999年10月　センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年４月　公認会計士登録 2013年１月　株式会社ネクスト（現株式会社LIFULL）入社 2016年12月　株式会社未来力代表取締役就任(現任) 2016年12月　塙公認会計士事務所開所所長就任(現任) 2017年５月　当社取締役就任(現任) 2022年４月　株式会社Creating Value代表取締役就任 2023年９月　株式会社Creating Value取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 5	－
常勤 監査役	－	髙田　新一	1953年 1月６日	1975年４月　レナウン株式会社入社 2002年２月　株式会社キムラタン入社 2008年６月　同社取締役就任 2011年６月　同社常勤監査役就任 2015年７月　当社入社　法務部長就任 2016年５月　当社取締役法務部長就任 2019年８月　当社取締役コーポレート部長就任 2024年５月　当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	－
監査役	－	佐藤　亮	1981年 1月２日	2008年12月　司法修習終了 2008年12月　弁護士登録 2009年１月　小島国際法律事務所入所 2015年１月　早稲田リーガルコモンズ法律事務所入所　パートナー就任 2018年１月　一般社団法人日本施設基準管理士協会 理事就任(現任) 2020年６月　Bidata Bank株式会社　社外監査役就任(現任) 2021年２月　HEATVANCE株式会社　社外監査役就任(現任) 2021年６月　生活協同組合パルシステム東京　監事就任(現任) 2022年１月　Kollectパートナーズ法律事務所設立　代表就任(現任) 2022年４月　株式会社らかんスタジオ監査役就任 2025年５月　当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	－
計							827,000

（注）１．取締役塙健一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役佐藤亮氏は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2026年９月１日開催の臨時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

４．監査役の任期は、2026年９月１日開催の臨時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．2026年２月期における役員報酬の総額は、88,170千円を支給しております。
６．取締役副社長池田香は、代表取締役社長池田馨の配偶者であります。
７．当社は、経営の効率化、権限移譲の推進、経営幹部の人材育成等を目的として、執行役員制度を導入しており、執行役員の就任状況は、以下のとおりであります。
・執行役員　吉原　友樹（第１支社長）
・執行役員　池田　雄姿（第３支社長 兼 マーケティング部長）
・執行役員　永井　竜太（第４支社長）
・執行役員　小川　正幸（内部監査室長）

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

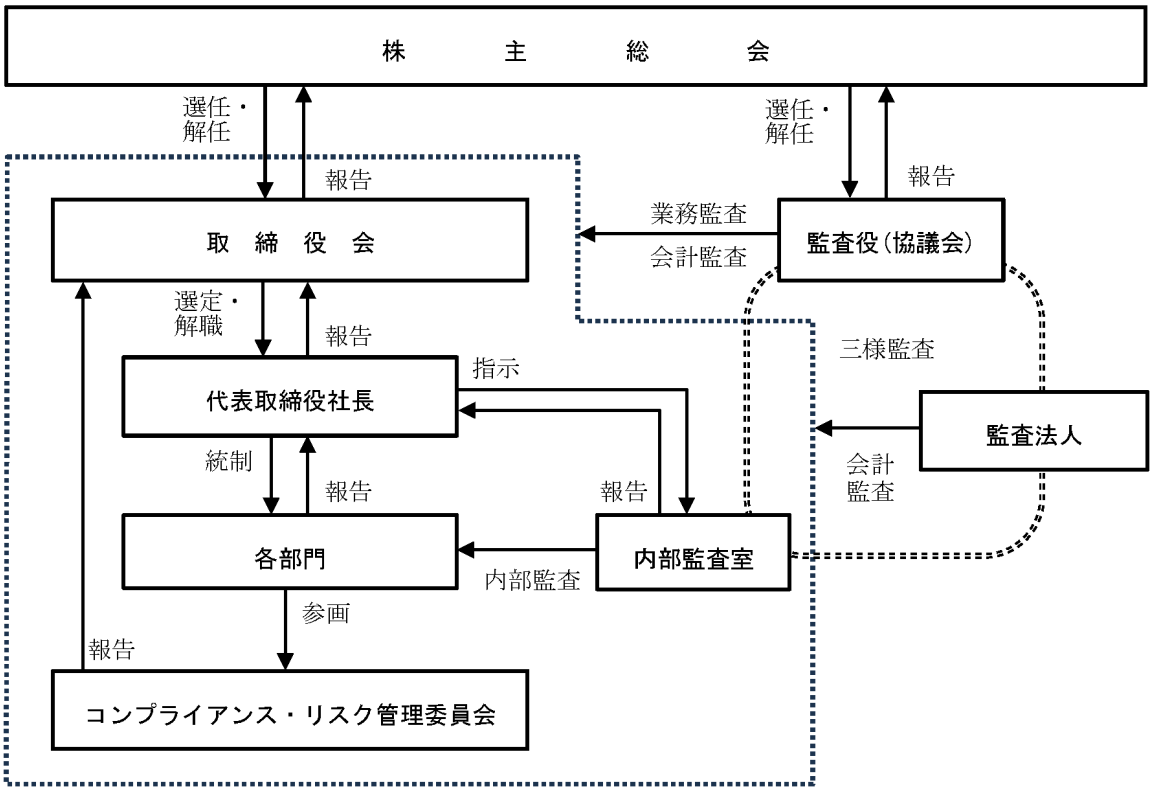
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を目的として、株主利益の増大、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、経営の効率を高めながら健全性・透明性を確保し、また、ステークホルダーの皆様と適切な関係を保ちながら、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組むことを基本方針としております。

② 会社の機関の内容

当社は、人員及び組織規模が大きくないこと、住宅リフォーム事業の専業であること、コンプライアンス等の事業リスクに応じて一定の牽制性が必要とされること等の理由から、会社法上の機関として、取締役会及び監査役を設置しております。

当社の企業統治体制の概況図及び各機関等の概要は、以下のとおりであります。



a．取締役会

当社の取締役は、池田馨、池田香、田村康博、栗田俊一及び塙健一郎の５名（うち社外取締役は塙健一郎の１名）で構成されております。代表取締役は池田馨を選定し、役付取締役については、取締役社長として池田馨、取締役副社長として池田香を選定しております。

取締役会の議長は、代表取締役社長であり、当人が利害関係を有する意思決定を行う場合、また、当人に事故等あった場合は、あらかじめ取締役会で決定した代行順位に従って他の取締役が代行するものとしております。毎月開催する定時の取締役会においては、重要事項又は法令で定められた事項に関する協議及び意思決定を行うほか、月次財務状況、業務執行取締役の職務執行状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、定時の取締役会とは別に、機動的に臨時の取締役会も開催できるようにしております。なお、取締役会は、Web会議システムを用いたリモート出席も可能としております。

b．監査役監査

当社の監査役は、髙田新一及び佐藤亮の２名（うち社外監査役は佐藤亮の１名）で構成されております。常勤監査役として髙田新一を選定しております。

当社は、組織的かつ監査の運営を目的として、任意の機関として、監査役協議会を設置しております。監査役協議会の議長は、常勤監査役であります。毎月開催する定時の監査役協議会においては、定時取締

役会の議案事項に関する意見交換を行うほか、監査役監査の実施状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、定時の監査役協議会とは別に、機動的に臨時の監査役協議会も開催できるようにしております。なお、監査役協議会は、Web会議システムを用いたリモート出席も可能としております。

監査役監査については、常勤監査役を中心として、取締役の職務執行状況に関する適正性の監査（業務監査）、会社法に準じた決算に関する適正性の監査（会計監査）を実施しております。なお、社外監査役は弁護士であり、特に事業上のコンプライアンスに関する監査については、重点的な監査事項と位置付けております。

また、内部監査室、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査方法及び監査結果等に関する情報交換の機会として、原則として年２回の頻度で、三様監査ミーティングを開催しており、特に常勤監査役と内部監査室長は、日々コミュニケーションを密にしております。

ｃ．内部監査

当社は、代表取締役社長の直下の独立的な内部監査の専門部署として、内部監査室を設置しており、専任の内部監査室長１名で構成されております。

内部監査室は、代表取締役社長の指示により、毎年、各部署を対象として、業務の適正性や効率性、規程や法令等の遵守状況等について、網羅的な内部監査を実施しております。また、必要に応じて、独立的な他部署の者や社外の支援会社と連携した内部監査も実施しております。

内部監査により抽出された指摘事項については、被監査部門にフィードバックされ、被監査部門はその改善策の検討及び実施を行い、その内容は内部監査室にフィードバックされます。改善策の実施状況及び実施結果については、再度フォローアップ監査で確認することで、ＰＤＣＡサイクルを運用しております。

ｄ．会計監査

当社は、みおぎ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づく会計監査を受けております。なお、2026年２月期において監査を執行した公認会計士は渡邉健悟氏及び高野将一氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士８名であります。

なお、当社と同監査法人、また、監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

ｅ．コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンスを含め、全社経営及び業務上の各種リスクに関して、全社的に把握及び分析することを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長は代表取締役社長、委員は取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び内部監査室長で構成されております。

同委員会は、原則として、３ヶ月に１回開催することとし、また、緊急で開催が必要な場合は、機動的に臨時で開催できるようにしております。同委員会の議長は、事務局である人事総務部を管掌とする取締役であります。

同委員会においては、全社経営上のリスクに関し、金融庁の「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」及び上場会社等の有価証券報告書における開示内容を参考として、投資家保護の観点から、当社として開示すべきリスクの抽出及び協議を行っております。また、業務上のリスクに関し、各部署で発生した重要性の高いインシデントやトラブル等の報告、対処策の協議を行っております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営上の様々なリスクに対処すべく、経営監視機能、意思決定機能、牽制機能の充実の観点から、内部統制システムの構築に積極的に取り組んでおります。

当社の業務の適正性を確保するための内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりであり、現時点においては、これらの整備が完了し、安定運用フェーズに移行しております。

ａ．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）取締役及び使用人（以下、「役職員」という。）が、法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程を制定し、それを全役職員に周知徹底させる。また、取締役会を通じて、取締役の職務執行の

監視をより一層強化する。

ロ）コンプライアンスに関しては、「コンプライアンス規程」及び「倫理行動基準（COMPLIANCE MANUAL）」を策定し、役職員に配布したうえで、必要に応じて研修等を実施し、コンプライアンスに対する知識を高め、尊重する意識を醸成する。また、内部通報制度等を整備し、研修等を実施して、コンプライアンス体制の充実に努める。

ハ）取締役社長の直属部署である内部監査室は、職務の執行、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講じる。

b．取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

イ）取締役の職務の執行にかかる情報は、文書化（電磁的記録も含む）したうえ、「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等に基づき適切かつ確実に保管、保存される。

ロ）取締役の職務執行にかかる情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ）全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適時に構築し、その運用を図るために「リスク管理規程」を策定するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

ロ）定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、適切な対策を講じ、リスク管理の向上を図ることにより、リスクの最小化に努める。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ロ）当会社として達成すべき目標を明確化するために経営計画を策定し、その進捗状況等を取締役会に報告して管理を行う。

e．財務報告の信頼性を確保するための体制

イ）適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ）監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を監査役の補助者として配置する。

ロ）当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。

ハ）監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。

g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

イ）役職員は、当会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ロ）監査役はその職務を遂行するために必要と判断したときは、いつでも役職員に報告を求めることができる。

ハ）監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、役職員に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。

ニ）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

h．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供する。

ロ）監査役の監査に対する役職員の理解を深め、監査役の監査の環境を整備するように努める。
ハ）監査役は、取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査法人や内部監査人との連携を図る。

ⅰ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
イ）反社会的勢力とは取引関係も含めて一切関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として、毅然とした対応をとる。
ロ）万が一、反社会的勢力から接触を受けた場合は、対応部署である人事総務部が中心となり、警察・弁護士等の外部機関と連携して組織的に対処する。

④ 内部監査及び監査役監査の状況
ａ．内部監査
内部監査室は、代表取締役社長の指示により、原則として、毎年、全部署を対象として、業務の適正性や効率性、規程や法令等の遵守状況等について、網羅的な内部監査を実施しております。また、必要に応じて、独立的な他部署の者や社外の支援会社と連携した内部監査も実施しております。
内部監査により抽出された指摘事項については、被監査部門にフィードバックされ、被監査部門はその改善策の検討及び実施を行い、その内容は内部監査室にフィードバックされます。改善策の実施状況及び実施結果については、再度フォローアップ監査で確認することで、ＰＤＣＡサイクルを運用しております。
また、内部監査室、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査方法及び監査結果等に関する情報交換の機会として、原則として年２回の頻度で、三様監査ミーティングを開催しており、特に内部監査室長は、日々、常勤監査役とコミュニケーションを密にしております。

ｂ．監査役監査
当社は、常勤監査役を中心として、取締役の職務執行状況に関する適正性の監査（業務監査）、会社法に準じた決算に関する適正性の監査（会計監査）を実施しております。なお、社外監査役は弁護士であり、特に事業上のコンプライアンスに関する監査については、重点的な監査事項と位置付けております。
また、内部監査室、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査方法及び監査結果等に関する情報交換の機会として、原則として年２回の頻度で、三様監査ミーティングを開催しており、特に常勤監査役は、日々、内部監査室長とコミュニケーションを密にしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況
当社は、「リスク管理規程」を制定し、全社経営上及び業務上の様々なリスクに関する管理活動を行っております。
コンプライアンスを含め、全社経営及び業務上の各種リスクについて全社的に把握及び分析することを目的としたコンプライアンス・リスク管理委員会においては、原則として、３ヶ月に１回開催し、全社経営上のリスクの抽出及び協議、業務上のリスクを踏まえたインシデントやトラブル等の報告及び対処策の協議を行っております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役
当社の社外取締役及び社外監査役は、それぞれ１名であります。
社外取締役塙健一郎は、公認会計士であり、財務及び会計を中心とした深い見識と豊富な経験を有し、当社の経営上の重要事項に関する意思決定、全般的な経営監視について、独立性及び有効性の観点から適任であると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、塙公認会計士事務所の所長、㈱未来力の代表取締役を兼任しておりますが、同氏及びこれらの兼任先と当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
社外監査役佐藤亮は、弁護士であり、法務を中心とした深い見識と豊富な経験を有し、当社の取締役の職務執行に関する業務監査及び会計監査を実施するにあたり、独立性及び有効性の観点から適任であると判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、Kollectパートナーズ法律事務所の代表、一般社団法人日本施設基準管理士協会の理事、Bidata Bank株式会社の社外監査役、HEATVANCE株式会社の社外監査役、生活協同組合パルシステム東京の監事を兼任しておりますが、同氏及びこれらの兼任先と当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、原則として、支配株主を含む関連当事者との取引は行わないことを基本方針としております。やむを得ずこれを行わざるを得ない場合は、株主利益の保護の観点から、取締役会において、取引の必要性、取引額を含む取引条件の妥当性に関して、慎重かつ厳格な協議を経るものとしております。

なお、当社は、2026年２月期において、支配株主である代表取締役社長池田馨との間で、住居のリフォーム設備の販売及び設置取引がありました。関連当事者取引の状況については、発行者情報において、開示基準に準じて適切に開示するものとしております。

⑧ 役員報酬の内容

ａ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く。）	78,000	78,000	－	－	4
監査役（社外監査役を除く。）	5,280	5,280	－	－	1
社外役員	4,890	4,890	－	－	3
計	88,170	88,170			8

ｂ．役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ｃ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、当社への貢献実績や業績、世間相場や一般社員とのバランス、今後期待される責務等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。また、監査役の個人別の報酬等については、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、監査の遂行実績、今後期待される責務等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役社長池田馨が、当社への貢献実績や業績、世間相場や一般社員とのバランス、今後期待される責務等を総合的に勘案した個別報酬案を取締役会へ上程し、社外取締役を含む全取締役による協議により、報酬額を決定しております。

監査役の個人別の報酬等の決定にあたっては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤監査役髙田新一が、監査の遂行実績、今後期待される責務等を総合的に勘案した個別報酬案を監査役協議会へ上程し、社外監査役を含む全監査役による協議により、報酬額を決定しております。

なお、当社は、取締役及び監査役に対し、役員報酬としての非金銭報酬等は支給しておりません。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は６名以内、監査役は３名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。これは、できるだけ多くの株主にご審議頂けることを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、できるだけ多くの株主にご審議頂けることを目的とするものであります。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した様々な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により機動的に自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって、毎年８月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行えることを目的とするものでありあります。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び監査役との間で、当該取締役及び監査役の会社法第423条第１項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

現在当社は、社外取締役１名及び社外監査役１名と当該契約を締結しており、当該契約においては、損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、損害賠償責任の適用については、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定するものとしております。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】監査報酬の内容等

ａ．監査公認会計士等の報酬の内容

区　分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	9,500	―

ｂ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（ａ．を除く）

該当事項はありません。

ｃ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ｄ．監査報酬の決定方針

当社の事業規模、監査範囲及び監査スケジュール等、具体的な監査計画を勘案し、決定しております。

第６【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第２条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規模の特例」第110条第５項の規定に基づき、当事業年度(2025年３月１日から2026年２月28日まで)の財務諸表について、みおぎ監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年２月28日）	当事業年度 （2026年２月28日）
資産の部		
流動資産		
現金預金	922,392	909,584
完成工事未収入金	※1 34,056	※1 38,261
未成工事支出金	7,871	6,692
材料貯蔵品	9,358	8,297
前払金	4,007	1,863
前払費用	10,816	12,466
その他	1,737	11,319
流動資産合計	990,240	988,485
固定資産		
有形固定資産		
建物	906,186	1,010,208
減価償却累計額	△191,457	△212,383
建物（純額）	714,728	797,825
構築物	7,667	7,162
減価償却累計額	△3,888	△3,715
構築物（純額）	3,778	3,447
機械及び装置	1,100	1,100
減価償却累計額	△1,057	△1,099
機械及び装置（純額）	42	0
車両運搬具	12,572	12,572
減価償却累計額	△11,282	△12,083
車両運搬具（純額）	1,290	488
工具器具・備品	23,729	21,041
減価償却累計額	△22,353	△17,393
工具器具・備品（純額）	1,376	3,647
土地	1,386,482	1,346,715
リース資産	3,654	3,654
減価償却累計額	△974	△1,705
リース資産（純額）	2,679	1,948
建設仮勘定	73,330	－
有形固定資産合計	2,183,708	2,154,074
無形固定資産		
ソフトウェア	－	5,125
その他	3,652	3,639
無形固定資産合計	3,652	8,764
投資その他の資産		
長期預金	－	100,000
長期前払費用	14	60
繰延税金資産	23,452	22,945
その他	53,469	48,140
投資その他の資産合計	76,936	171,146
固定資産合計	2,264,297	2,333,985
資産合計	3,254,537	3,322,470

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年２月28日）	当事業年度 （2026年２月28日）
負債の部		
流動負債		
工事未払金	89,293	126,436
未払金	19,502	22,390
未払費用	29,458	38,989
預り金	9,447	4,599
リース債務	803	803
未払法人税等	37,518	17,345
契約負債	50,780	66,707
賞与引当金	21,159	20,609
その他	8,373	5,369
流動負債合計	266,336	303,250
固定負債		
資産除去債務	11,500	11,500
リース債務	2,277	1,473
長期未払費用	3,087	1,543
退職給付引当金	20,291	21,774
固定負債合計	37,156	36,292
負債合計	303,493	339,542
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	178,503	178,503
資本剰余金合計	178,503	178,503
利益剰余金		
利益準備金	7,550	7,550
その他利益剰余金		
別途積立金	671,000	671,000
繰越利益剰余金	2,043,990	2,075,874
利益剰余金合計	2,722,540	2,754,424
株主資本合計	2,951,044	2,982,928
純資産合計	2,951,044	2,982,928
負債純資産合計	3,254,537	3,322,470

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年３月１日 至2025年２月28日）		当事業年度 （自2025年３月１日 至2026年２月28日）	
売上高				
完成工事高	※1	2,164,469	※1	2,088,437
売上高合計		2,164,469		2,088,437
売上原価				
完成工事原価		1,186,397		1,129,941
売上原価合計		1,186,397		1,129,941
売上総利益				
完成工事総利益		978,071		958,496
売上総利益合計		978,071		958,496
販売費及び一般管理費				
役員報酬		94,500		88,170
従業員給料手当		224,197		225,247
賞与引当金繰入額		40,346		40,024
退職給付費用		4,867		2,363
法定福利費		39,487		46,728
福利厚生費		8,860		7,800
修繕維持費		1,900		5,240
消耗品費		17,013		10,952
通信交通費		27,437		25,328
動力用水光熱費		26,386		23,472
広告宣伝費		50,301		58,903
交際費		5,177		4,635
地代家賃		97,824		76,058
減価償却費		31,461		34,546
租税公課		10,141		10,207
保険料		3,007		3,150
販売促進費		82,228		88,670
支払手数料		47,620		44,152
雑費		48,338		40,108
販売費及び一般管理費合計		861,099		835,761
営業利益		116,972		122,734
営業外収益				
受取利息		603		2,582
受取手数料		3,035		1,581
受取家賃		1,020		629
解約金収入		1,564		675
受取保険金		845		743
その他		842		1,392
営業外収益合計		7,911		7,603
営業外費用				
和解金		535		950
その他		246		336
営業外費用合計		782		1,287
経常利益		124,101		129,050
特別利益				
固定資産売却益	※2	58		－
特別利益合計		58		－
特別損失				
固定資産除却損	※3	6,180	※3	1,924
減損損失		－	※4	44,663
特別損失合計		6,180		46,588
税引前当期純利益		117,978		82,462
法人税、住民税及び事業税		52,589		42,602
法人税等調整額		△5,875		506

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年３月１日 至2025年２月28日）	当事業年度 （自2025年３月１日 至2026年２月28日）
法人税等合計	46,714	43,109
当期純利益	71,264	39,353

【完成工事原価報告書】

		前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）		当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　材料費		609,289	51.4	613,820	54.3
Ⅱ　労務費		38,696	3.3	11,945	1.1
Ⅲ　外注費		538,411	45.4	504,175	44.6
計		1,186,397	100.0	1,129,941	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年３月１日　至2025年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	178,503	178,503	7,550	671,000	1,977,706	2,656,256	2,884,760	2,884,760
当期変動額									
剰余金の配当						△4,980	△4,980	△4,980	△4,980
当期純利益						71,264	71,264	71,264	71,264
当期変動額合計	－	－	－	－	－	66,284	66,284	66,284	66,284
当期末残高	50,000	178,503	178,503	7,550	671,000	2,043,990	2,722,540	2,951,044	2,951,044

当事業年度（自2025年３月１日　至2026年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	178,503	178,503	7,550	671,000	2,043,990	2,722,540	2,951,044	2,951,044
当期変動額									
剰余金の配当						△7,470	△7,470	△7,470	△7,470
当期純利益						39,353	39,353	39,353	39,353
当期変動額合計	－	－	－	－	－	31,883	31,883	31,883	31,883
当期末残高	50,000	178,503	178,503	7,550	671,000	2,075,874	2,754,424	2,982,928	2,982,928

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年３月１日 至2025年２月28日）	当事業年度 （自2025年３月１日 至2026年２月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	117,978	82,462
減価償却費	31,461	34,546
減損損失	－	44,663
賞与引当金の増減額（△は減少）	3,831	△550
退職給付引当金の増減額（△は減少）	4,025	1,483
受取利息及び受取配当金	△603	△2,582
固定資産売却益	△58	－
固定資産除却損	6,180	1,924
売上債権の増減額（△は増加）	△2,519	△4,204
棚卸資産の増減額（△は増加）	△4,905	2,239
前払費用の増減額（△は増加）	6,368	△1,650
仕入債務の増減額（△は減少）	△12,174	34,142
未払金の増減額（△は減少）	8,344	△2,573
未払費用の増減額（△は減少）	△8,532	7,986
契約負債の増減額（△は減少）	8,711	15,927
その他の増減額（△は減少）	△19,519	△11,291
小計	138,589	202,525
利息及び配当金の受取額	567	1,828
法人税等の支払額	△19,879	△62,775
営業活動によるキャッシュ・フロー	119,277	141,577
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△117,142	△300,000
定期預金の払戻による収入	117,140	117,142
有形固定資産の取得による支出	△78,664	△50,512
有形固定資産の売却による収入	58	－
無形固定資産の取得による支出	－	△3,000
敷金及び保証金の差入による支出	△10,947	△88
敷金及び保証金の回収による収入	8,649	7,487
その他	△39	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△80,944	△228,969
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△4,980	△7,470
リース債務の返済による支出	△937	△803
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,917	△8,273
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	32,414	△95,665
現金及び現金同等物の期首残高	772,835	805,249
現金及び現金同等物の期末残高	※ 805,249	※ 709,584

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴ 未成工事支出金

個別法による原価法を適用しております。

⑵ 材料貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を適用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産(リース資産を除く)

建物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物　８年～50年

⑵ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

⑶ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

（住宅リフォーム事業）

住宅リフォーム事業においては主に、顧客との工事請負契約に基づく販売をしております。

当社はこれらの工事請負契約について、工事を施工・完成させる履行義務を負っております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

固定資産の減損

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	2,183,708	2,154,074
無形固定資産	3,652	8,764
減損損失	－	44,663

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は事業用資産については継続的に損益の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また、遊休資産については物件単位で資産のグルーピングを決定しております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は、外部専門家から入手した不動産鑑定評価結果等に基づく正味売却価額によっております。

不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

（以下、「リースに関する会計基準」と「リースに関する会計基準の適用指針」を合わせて、「リース会計基準等」という。）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

１　概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

２　適用予定日

2029年２月期の期首より適用予定です。

３　当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中です。

（貸借対照表関係）

※１　完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年２月28日）	当事業年度 （2026年２月28日）
完成工事未収入金	34,056千円	38,261千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分として記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　固定資産売却益の内容は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
	千円	千円
車両運搬具	58	－
計	58	－

※３　固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
	千円	千円
建物	5,702	1,490
構築物	412	410
車両運搬具	0	－
工具器具・備品	66	24
計	6,180	1,924

※４　減損損失

第34期（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）

該当事項はありません。

第35期（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市	事業用資産	建物及び土地
奈良県橿原市	遊休資産	土地
三重県四日市市	遊休資産	土地
島根県隠岐郡	遊休資産	土地

当社は事業用資産については継続的に損益の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また、遊休資産については物件単位で資産のグルーピングを決定しております。

事業用資産は、営業損失の継続により27,286千円（内、建物4,895千円、土地22,390千円）、遊休資産は、時価の下落により17,376千円（内、土地17,376千円）の減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は主に正味売却価額等により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	830,000	－	－	830,000
合計	830,000	－	－	830,000

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	4,980	6.00	2024年２月28日	2024年５月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	7,470	利益剰余金	9.00	2025年２月28日	2025年５月30日

当事業年度（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	830,000	－	－	830,000
合計	830,000	－	－	830,000

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	7,470	9.00	2025年２月28日	2025年５月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年5月29日 定時株主総会	普通株式	4,150	利益剰余金	5.00	2026年２月28日	2026年５月30日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
現金預金勘定	922,392千円	909,584千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△117,142	△200,000
現金及び現金同等物	805,249	709,584

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ等の投機的な投資は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金は、顧客の信用リスクにさらされていますが、取引先毎に着工金、完工金の入金管理を徹底して行っており、リスク低減を図っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（マルチコーラブル預金）であります。

営業債務である工事未払金は全てが１年以内の支払期日であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2025年２月28日）

「現金預金」、「完成工事未収入金」及び「工事未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（2026年２月28日）

「現金預金」、「完成工事未収入金」及び「工事未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 長期預金	100,000	94,584	△5,415
資産計	100,000	94,584	△5,415

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年２月28日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金預金	922,392	－	－	－
完成工事未収入金	34,056	－	－	－
合　計	956,449	－	－	－

当事業年度（2026年２月28日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金預金	909,584	－	－	－
完成工事未収入金	38,261			
長期預金	－	－	100,000	－
合　計	947,845	－	100,000	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年２月28日）

該当事項ありません。

当事業年度（2026年２月28日）

該当事項ありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年２月28日）

該当事項ありません。

当事業年度（2026年２月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期預金	－	94,584	－	－
資産計	－	94,584	－	－

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
退職給付引当金の期首残高	16,265千円	20,291千円
退職給付費用	4,867	2,363
退職給付の支払額	△842	△879
退職給付引当金の期末残高	20,291	21,774

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （2025年2月28日）	当事業年度 （2026年2月28日）
非積立型制度の退職給付債務	20,291	21,774
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,291	21,774
退職給付引当金	20,291	21,774
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,291	21,774

(3) 退職給付費用

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
簡便法で計上した退職給付費用	4,867千円	2,363千円

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	－	－

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第10回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社従業員　27名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　29,000株
付与日	2025年２月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年２月26日～2035年２月25日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年２月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第10回新株予約権 （ストック・オプション）
権利確定前　（株）	
前事業年度末	29,000
付与	－
失効	－
権利確定	－
未確定残	29,000
権利確定後　（株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

② 単価情報

	第10回新株予約権 （ストック・オプション）
権利行使価格　（円）	3,800
行使時平均株価　（円）	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定基礎となる自社の株式価値は、簿価純資産価額方式と収益還元方式の折衷法により算定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

－千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年２月28日）	当事業年度 （2026年２月28日）
繰延税金資産		
賞与引当金	7,321千円	7,130千円
法定福利費	1,164	1,133
棚卸資産評価損	751	956
退職給付引当金	7,020	7,715
一括償却資産	2,152	1,451
減損損失	2,353	18,234
資産除去債務	11,149	10,834
その他	5,042	2,823
繰延税金資産小計	36,954	50,280
評価性引当額	△13,502	△27,334
繰延税金資産合計	23,452	22,945

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年２月28日）	当事業年度 （2026年２月28日）
法定実効税率	34.60％	34.60％
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24	0.49
住民税均等割	2.14	2.60
評価性引当額の増減	3.03	16.11
その他	△0.42	△1.52
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.60	52.28

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.60％から35.44％に変更し計算しております。なお、「防衛特別法人税」の適用による財務諸表への影響については、軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

当社は、社有建物の解体時におけるアスベスト除去費用等につき資産除去債務を計上しております。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する建物は、耐用年数を超過しているため、アスベスト除去費用等の見積額の全額を計上しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
期首残高	11,500千円	11,500千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	－
時の経過による調整額	－	－
資産除去債務の履行による減少額	－	－
その他増減額（△は減少）	－	－
期末残高	11,500	11,500

（賃貸等不動産関係）

当社は、奈良県その他の地域おいて遊休不動産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する損益は減損損失17,376千円（特別損失に計上）、その他の費用2,426千円であります。

また、該当賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
貸借対照表計上額			
	期首残高	－	－
	期中増減額	－	75,452
	期末残高	－	75,452
期末時価		－	83,770

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度の期中増減額は、事業用資産から遊休資産への振替による92,829千円増加、遊休資産の減損損失17,376千円の減少であります。

３．期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて社外の不動産鑑定士が算定した金額であります。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自　2024年３月１日　至　2025年２月28日)

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	住宅リフォーム事業	
関東地域	1,622,227	1,622,227
関西地域	492,324	492,324
中部地域	49,917	49,917
顧客との契約から生じる収益	2,164,469	2,164,469
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	2,164,469	2,164,469

当事業年度(自　2025年３月１日　至　2026年２月28日)

（単位：千円）

	報告セグメント	合計
	住宅リフォーム事業	
関東地域	1,698,992	1,698,992
関西地域	344,457	344,457
中部地域	44,987	44,987
顧客との契約から生じる収益	2,088,437	2,088,437
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	2,088,437	2,088,437

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載しております。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	31,537	34,056
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	34,056	38,261
契約負債(期首残高)	42,068	50,780
契約負債(期末残高)	50,780	66,707

（セグメント情報等）
【セグメント情報】
前事業年度（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連情報】
前事業年度（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
１．製品及びサービスごとの情報
当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。
２．地域ごとの情報
(1) 売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
３．主要な顧客ごとの情報
一般消費者が顧客であり、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
１．製品及びサービスごとの情報
当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。
２．地域ごとの情報
(1) 売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
３．主要な顧客ごとの情報
一般消費者が顧客であり、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
当社の報告セグメントは「住宅リフォーム事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
１株当たり純資産額	3,555.48円	3,593.89円
１株当たり当期純利益	85.86円	47.41円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年３月１日 至　2025年２月28日）	当事業年度 （自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）
当期純利益（千円）	71,264	39,353
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	71,264	39,353
普通株式の期中平均株式数（株）	830,000	830,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	906,186	119,807	15,785 (4,895)	1,010,208	212,383	30,140	797,825
構築物	7,667	673	1,178	7,162	3,715	594	3,447
機械及び装置	1,100	－	－	1,100	1,099	42,003	0
車両運搬具	12,572	－	－	12,572	12,083	801	488
工具器具・備品	23,729	3,631	6,320	21,041	17,393	1,335	3,647
土地	1,386,482	－	39,767 (39,767)	1,346,715	－	－	1,346,715
リース資産	3,654	－	－	3,654	1,705	730	1,948
建設仮勘定	73,330	67,200	140,530	－	－	－	－
有形固定資産計	2,414,723	191,312	203,581	2,402,455	248,381	33,644	2,154,074
無形固定資産							
ソフトウェア	25,603	6,000	－	31,603	26,478	875	5,125
その他	3,817	－	－	3,817	177	12	3,639
無形固定資産計	29,421	6,000	－	35,421	26,656	887	8,764
長期前払費用	14	60	14	60	－	14	60

（注）１．当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

建物　　埼玉浦和ショールーム出店に伴う取得　119,807千円

２．「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	21,159	20,609	21,159	－	20,609

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金預金

区分	金額(千円)
現金	116
預金	
普通預金	709,468
定期預金	200,000
小計	909,468
合計	909,584

ロ．完成工事未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
個人顧客　(注)	38,261
合計	38,261

(注)　信販会社向けのローン債権が含まれております。

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
34,056	2,298,228	2,294,024	38,261	98.4	6

(注)　当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．未成工事支出金

区分	金額(千円)
個人31件	6,692
合計	6,692

ニ．材料貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	6,428
貯蔵品	1,869
合計	8,297

② 流動負債

イ．工事未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱ハラコー	43,392
北恵㈱	13,762
㈱小泉多摩	6,569
㈲ワタベギラッド	3,408
㈱ミライズ	2,598
その他	56,705
合計	126,436

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年３月１日から翌年２月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から３ヶ月以内
基準日	毎年２月末日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年８月31日、毎年２月末日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店　(注)１
買取手数料	無料(注)２
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載しております。 電子公告　https://r-ginza.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) １．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)注４	移動理由
2025年２月25日	池田　馨	東京都府中市	当社代表取締役社長 特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社Ｇｉｎｚａ従業員持株会 理事長 北原　聖司	東京都中央区銀座六丁目10番１号GINZA SIX　８階	従業員持株会	300	1,140,000 (3,800)	従業員の士気向上のため

(注) １．当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から５年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2026年２月28日）から起算して２年前（2024年３月１日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。

２．特別利害関係者等の範囲は、以下のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者 ……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

３．移動価格の算定方式は、簿価純資産価額方式及び収益還元方式により算定された価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2025年２月25日
種類	第10回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式　28,300株 （注）１
発行価格	3,800円　（注）２
資本組入額	1,900円
発行価額の総額	107,540,000円
資本組入額の総額	53,770,000円
発行方法	2025年２月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については、以下のとおりであります。

(1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当て（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、新株予約権の行使による株式の交付（前に規定する新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者が、担当J-Adviserに対して、次項に定める事項について確約を行わせるものとする。

①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以降６か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後１年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から１年間を経過する日）までの継続所有。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2026年２月28日であります。

２．発行価格は、簿価純資産価額方式及び収益還元方式により算定した価格を参考としております。

３．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	１株につき3,800円
行使期間	自　2027年２月26日　　至　2035年２月25日
行使の条件	「第一部　企業情報　第５【発行者の状況】　１【株式等の状況】　(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
行使の条件及び譲渡に関する事項	同　上

４．退職等により従業員３名の合計700株分の権利が喪失しており、記載の発行数、発行価額の総額、資本組入額の総額は、当該喪失分を減算後の数値を記載しております。

２【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名又は名称	所得者の住所	所得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と発行者との関係
田村　康博	東京都府中市	会社役員	6,000	22,800,000 (3,800)	特別利害関係者等（当社取締役）
栗田　俊一	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	4,000	15,200,000 (3,800)	特別利害関係者等（当社取締役）
内田　卓	兵庫県神戸市灘区	会社員	3,000	11,400,000 (3,800)	当社従業員
小川　正幸	東京都府中市	会社員	3,000	11,400,000 (3,800)	当社従業員
加藤　南斗	東京都世田谷区	会社員	2,000	7,600,000 (3,800)	当社従業員
吉原　友樹	東京都八王子市	会社員	2,000	7,600,000 (3,800)	当社従業員

(注) １．退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

２．新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）22名、割当株式数の総数8,300株に関する記載は省略しております。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合 (%)
池田　馨　※１、２	東京都府中市	797,000	92.86
池田　香　※１、３、４	東京都港区	30,000	3.50
田村　康博　※３	東京都府中市	6,000 (6,000)	0.70 (0.70)
栗田　俊一　※３	埼玉県さいたま市浦和区	4,000 (4,000)	0.47 (0.47)
株式会社Ｇｉｎｚａ従業員持株会 ※１	東京都中央区銀座六丁目10番１号　GINZA SIX ８階	3,000	0.35
内田　卓　※５	兵庫県神戸市灘区	3,000 (3,000)	0.35 (0.35)
小川　正幸　※５	東京都府中市	3,000 (3,000)	0.35 (0.35)
加藤　南斗　※５	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.23 (0.23)
吉原　友樹　※５	東京都八王子市	2,000 (2,000)	0.23 (0.23)
－　※５	－	700 (700)	0.08 (0.08)
－　※５	－	700 (700)	0.08 (0.08)
－　※５	－	700 (700)	0.08 (0.08)
－　※５	－	500 (500)	0.06 (0.06)
－　※５	－	500 (500)	0.06 (0.06)
－　※５	－	500 (500)	0.06 (0.06)
－　※５	－	500 (500)	0.06 (0.06)
－　※５	－	500 (500)	0.06 (0.06)
－　※５	－	500 (500)	0.06 (0.06)
－　※５	－	500 (500)	0.06 (0.06)
－　※５	－	400 (400)	0.05 (0.05)
－　※５	－	300 (300)	0.03 (0.03)
－　※５	－	300 (300)	0.03 (0.03)
－　※５	－	300 (300)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合 (%)
－ ※５	－	300 (300)	0.03 (0.03)
－ ※５	－	300 (300)	0.03 (0.03)
－ ※５	－	300 (300)	0.03 (0.03)
－ ※５	－	100 (100)	0.01 (0.01)
－ ※５	－	100 (100)	0.01 (0.01)
－ ※５	－	100 (100)	0.01 (0.01)
－ ※５	－	100 (100)	0.01 (0.01)
－ ※５	－	100 (100)	0.01 (0.01)
計	―	858,300 (28,300)	100.00 (3.30)

（注）１．「氏名又は名称」欄の※の番号は、以下のとおり株主の属性を示します。

１　特別利害関係者等（大株主上位10名）

２　特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

３　特別利害関係者等（当社取締役）

４　特別利害関係者等（当社代表取締役社長の配偶者）

５　当社従業員

２．(　)内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

３．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年10月28日

株式会社Ginza

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　渡邉健悟

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高野将一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ginzaの2025年3月1日から2026年2月28日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ginzaの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年2月28日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上